

# お知らせとお願い

## 納期限内の賦課金 納入にご協力を!

平成19年度賦課金をまだ納めていただけていない方は、至急納入して下さるようお願いいたします。

どうしても納期限までに一括納付ができない場合は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割納入等のご相談をさせていただきます。

何のご連絡もないままに未納されますと、税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので、必ずご連絡下さるようお願いいたします。

## このような時は手続きを お忘れなく!

農業委員会等の公共機関で手続きを行っても、土地改良区への届け出がなければ、土地原簿や組合員名簿等の台帳の修正、賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。

- ①組合員資格等に変更があったとき  
☆農地の移動、組合員の名義変更等
- ②農地を転用するとき  
☆道路等公共用地の買収や宅地へ変更
- ③土地改良施設を使用するとき  
☆農道・水路等を農作業以外で使用  
☆水路への合併処理浄化槽の排水放流契約期間は5年間ですので、経過した場合は更新が必要です。
- ④賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定口座番号を変更したとき  
上記届け出に関わる用紙は、改良区事務所にございますが、ホームページよりダウンロード(pdf)することができます。是非、ご利用ください!

## ホームページが完成 平成20年4月1日より開設!

この度、新庄土地改良区のホームページを開設いたします。皆様に迅速に情報を提供し、親しまれるものにしていきたいと思っております。下記 URL にどんどんアクセスしてください!

URL <http://midorinet-shinjo.jp>

## 平成20年度賦課金が10月1日から納入できるようになりました!

従来は、10月20日～11月20日までの納入期間でしたが、組合員の皆様より納入時期を早めてほしいとの要望が多く、この度の通常総代会で下記のとおりに変更いたしました。尚、自動口座振替は、11月15日で変更ありません。

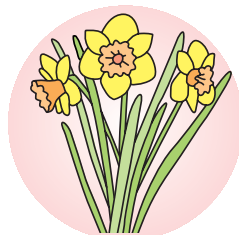
**変更後 10月1日～11月20日までの51日間**

## 新庄土地改良区史編纂に伴う参考資料の情報提供依頼

現在、新庄土地改良区設立や国営新庄農業水利事業を始めとする各事業の推進に係る歴史と先人の努力を記録し、広く後世に伝えるため区史編纂事業を進めております。資料収集段階において、改良区設立以前に活用していたため池、集水暗渠、井堰、湧水等の既存の水利施設の資料が不足しております。各地域において、古文書や関係資料等がございましたら、是非ご一報いただきたくお願い申し上げます。

## ❖ 編集後記 ❖

皆様にとって身近で親しみのある区報にしていきたいと思っております。ご投稿をお待ちしております。詳しいことは、総務課へお問い合わせください。



## 第23号

平成20年3月24日

発行所

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3

水土里ネット新庄

新庄土地改良区

TEL.0233-22-3588 FAX.0233-22-2335



この区報はエコマーク認定の再生紙と環境にやさしい大豆油インキを使用しています